

滋賀県国土利用計画の改定について

1 計画改定の趣旨

- 平成27年8月、国が国土利用計画(全国計画)を改定

改定の背景

- ・本格的な人口減少社会における国土の適切な利用・管理のあり方の構築が必要
- ・持続可能で豊かな生活の基盤として、自然が持つ多様な機能の活用が必要
- ・巨大災害等への対応のため、安全を優先的に考慮する国土利用への転換が必要

- 都道府県計画は全国計画を基本として策定(国土利用計画法第7条第2項)
- 現行の第四次県計画(平成22年3月策定)の目標年次は平成32年であるが、県においても人口減少下での県土管理水準の低下への懸念、複雑化・多様化する環境問題、自然災害等に対する不安の高まりなど、県土利用をめぐる状況の変化を踏まえ、現計画を改定することとしたもの。

2 計画の概要

- 計画の性格

国土利用計画法に基づき、県土利用の配分とその利用の方向についての長期的なビジョンを示すものであり、県土の利用に関する行政上の指針となる。

全国計画を基本として策定し、また、市町が計画を策定する際の基本となる。

- 計画の目標年次

平成26年を基準年次とし、平成39年を目標年次とする。

- 計画の構成(国土利用計画法施行令第1条第2項)

1 県土の利用に関する基本構想

- (1) 県土利用の基本方針
- (2) 地域類型別の県土利用の基本方向
- (3) 利用区分別の県土利用の基本方向
- (4) 地域別の県土利用の基本方向

2 県土の利用区分ごとの規模の目標

- 3 2を達成するために必要な措置の概要

3 検討経過と今後の予定

滋賀県国土利用計画審議会

- ・平成27年11月16日 県から計画改定の考え方について諮問
- ・平成28年1月25日 「県土利用をめぐる基本的条件の変化と課題」について審議
- ・ 3月22日 「県土利用の基本方針」「地域類型別の県土利用の基本方向」「利用区分別の県土利用の基本方向」について審議
- ・ 5月20日 「地域別の県土利用の基本方向」について審議

- ・平成28年7月 「県土の利用区分ごとの規模の目標」「目標を達成するために必要な措置の概要」について審議予定

滋賀県国土利用計画の改定について

(H28.9)

県(H28年度)

県原案の作成(9月)	常任委員会報告(10月)	市町長への意見照会・県民政策コメント募集(10・11月)	県案の作成(11月)	議会への報告を経て改定	滋賀県国土利用計画改定・公表
------------	--------------	------------------------------	------------	-------------	----------------

県土の利用に関する基本構想の検討状況

審議会の主な御意見

(H28.1月、3月、5月)

- (空き家対策といっても)高齢者等それぞれの立場に応じた対策というところを考えていけないといけない。
- 県内に工場跡地がほとんどない現状で、工場の新規立地に際して工場跡地を有効活用するという記述は不適當ではないか。
- 人口減少が防ぎようがない中で、産業を活性化させていくために、どのような土地利用がふさわしいか考える必要がある。
- (暮らしと産業を支える基盤づくりについて)国土利用計画が土地利用に関わりがない範囲まで記述する必要があるのか整理が必要ではないか。
- 高齢者の交通手段をどう確保していくかといったことを考えたうえで土地利用を考えることも大事。
- 社会の中で一番弱い高齢者や子供、障害のある人が、本当に安全で安心できるような国土の利用計画を作成する必要がある。
- 歳をとってから住む場所としての滋賀県の魅力というのがあると思うので、そういった受け皿としての土地利用を見据えるということも必要ではないか。
- 自然環境と美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用の中に、自然生態系が有する防災・減災機能の活用にも着目し、それらの活用による防災・減災対策に対応した方針を追加していただきたい。
- 「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」の成立を受け、滋賀県固有の財産である琵琶湖を、第五次計画においてはもっと強調してはどうか。
- 都市防災において地震に起因する火災だけでなく、豪雨等に対する浸水対策について想定浸水等の地図も活用するなどして配慮していただきたい。
- 災害リスクについて、各地域の特徴を捉えた形で、今後、地域別の県土利用の基本方向に記述したらどうか。

(1) 県土利用の基本方針

県土の安全性を高め持続可能で豊かな県土を形成する県土利用を目指す

適切な県土管理と県民の豊かさを実現する県土利用

県土を荒廃させない取組

- ・都市機能や居住を中心部や生活拠点等へ集約化
- ・低・未利用地や空き家の有効利用等による市街地活性化と土地利用の効率化
- ・優良農地の確保、荒廃農地の発生防止・解消
- ・森林の整備・保全の推進

暮らしと産業を支える基盤づくり

- ・近畿・中部・北陸3圏域とつながる放射状の広域交通ネットワークの強化
- ・本社機能や研究開発機能等を有する企業の新規立地の促進
- ・農地や森林等の豊かな地域資源の維持
- ・農山漁村の活性化と集落機能の維持・向上

すべての人への配慮

- ・すべての人が円滑に利用できるよう配慮された生活環境の整備による福祉のまちづくりの推進
- ・地域のまちづくりと一体となった安全で安心な交通環境の整備

自然環境と美しい景観等を保全

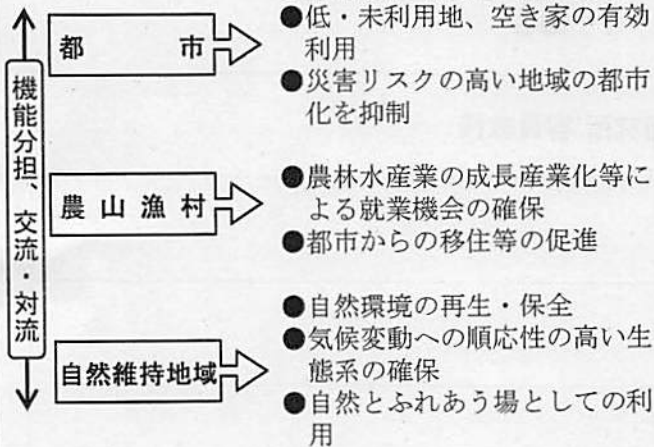
・再生・活用する県土利用

- ・優れた自然条件を有する地域等を核とする生態系ネットワークの形成
- ・自然環境が有する多様な機能を活用したグリーンインフラ等や、森林の水源かん養機能を維持する取組の推進
- ・従来の琵琶湖の水質保全対策に加え、流域生態系の保全・再生や、暮らしと湖の関わりの再生推進
- ・地域の個性ある美しい景観の保全・再生・創出の推進と、これらを活用した魅力ある地域づくりの推進

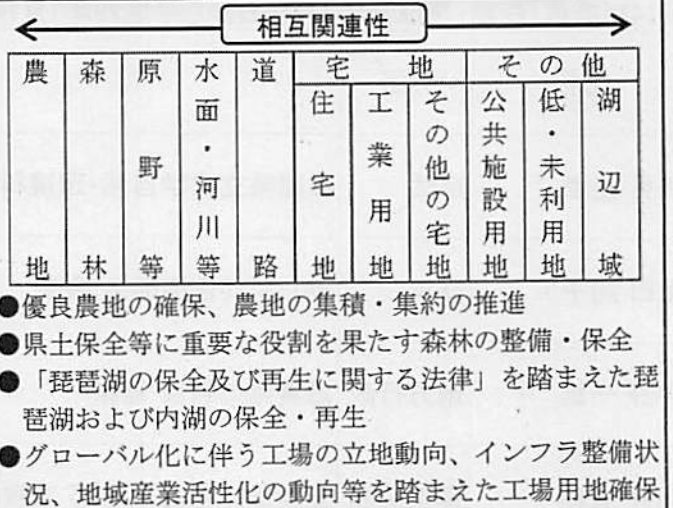
安全・安心を実現する県土利用

- ・ハード・ソフト両面の組合せによる防災・減災対策の実施
- ・地域の状況等に即した災害リスクの高い地域の土地利用を適切に制限
- ・要配慮者利用施設等を災害リスクの低い地域へ立地促進することで、より安全な地域へ居住を誘導
- ・交通・エネルギー・ライフライン等の多重性・代替性の確保

(2) 地域類型別の県土利用の基本方向



(3) 利用区分別の県土利用の基本方向



(4) 地域別の県土利用の基本方向

高島地域

☆豊かな自然と美しい景観

- 地域特性に応じた農業の振興および他地域都市と農村の対流促進を図る取組
- 森林施業の集約化等を図るとともに森林の多面的機能を利用した取組
- エコツーリズム等を推進し、優れた自然資源を維持

湖東・湖北地域

☆広域交通網が集中する交通の要衝

- 工場等立地について未利用地等の有効活用に配慮し、適切な配置と誘導を行い、周辺土地利用との整合を図る。
- 棚田等においては都市と農村の共生・対流を促進し、保全
- 森林の多面的機能に着目し、多様な主体が参画する森林整備

大津・南部地域

☆今後一定期間人口が増加

- 都市機能等の集約化や災害リスクの高い地域の宅地化の抑制に配慮した市街地整備
- 農地について地域住民と都市住民との交流につながる取組の推進
- 都市近郊林を自然とのふれあいの場として活用

東近江地域

☆豊かで広大な農用地や名神高速道路等を活用した工場立地

- 企業等の適切な配置と誘導を行い、周辺土地利用との整合を図る。
- 伝統野菜のブランド化をはじめ、農林水産物の高付加価値化を推進
- 西の湖周辺の保全および管理

甲賀地域

☆新名神高速道路等の交通網の整備が進展

- 商工業施設等の適切な配置と誘導を行い、周辺土地利用との整合を図る。
- 6次産業化をはじめ、農林水産物の高付加価値化を推進
- 森林資源の循環利用や森林の整備および保全推進

滋賀県国土利用計画審議会 委員名簿

第14期委員(任期:平成26年7月15日から平成29年7月14日まで)

氏名	分野	職名
浅見 佳世	自然	兵庫県立大学自然・環境科学研究所 客員教授
上田 和子	農業	JALが女性協議会 会長
宇野 一雄	地方行政	滋賀県町村会 理事
岡井 有佳	都市問題	立命館大学理工学部 准教授
恩地 典雄	交通問題	京都精華大学人文学部 教授
佐伯 祐二	法律	同志社大学大学院司法研究科 教授
崎山 美智子	社会福祉	公益社団法人滋賀県手をつなぐ育成会 理事長
清水 芳久	水問題	京都大学大学院工学研究科附属流域圏総合環境質研究センター 教授
関 絵里香	経済	立命館大学経済学部 教授
田中 勝	土地問題	不動産鑑定士
谷畑 英吾	地方行政	滋賀県市長会 相談役
丹羽 崇	公募	(公募)
畑山 満則	防災	京都大学防災研究所 教授
花房 正信	労働	一般社団法人滋賀県労働者福祉協議会 専務理事
深町 加津枝	林業	京都大学大学院地球環境学堂 准教授
安田 智枝美	商工業	(滋賀県商工会女性部連合会 前副会長)

(50音順・平成28年5月1日現在)

国土利用計画(全国計画)【概要】

1. 国土利用をめぐる基本的条件の変化

1. 本格的な人口減少社会における国土の適切な管理のあり方を構築
人口減少下においては、都市的土地需要のみならず、全体として土地需要が減少し、国土の利用と管理が縮小するおそれ

2. 持続可能で豊かな生活の基盤として、自然が持つ多様な機能を活用
自然環境の悪化により、生態系のもつ食料・水の供給などの生態系サービスを維持できないおそれ

3. 巨大災害等に対応するため、安全を優先的に考慮する国土利用へ転換
東日本大震災等の経験から居住地や公共施設の立地等、国土利用面の安全の重要性を認識

2. 国土利用の基本方針

「適切な国土管理を実現する国土利用」、「自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する国土利用」、「安全・安心を実現する国土利用」の3つを基本方針とし、国土の安全性を高め、持続可能で豊かな国土を形成する国土利用を目指す。

適切な国土管理を実現する国土利用

- 都市的土地利用
 - ・都市のコンパクト化に向けた居住、都市機能等の中心部や生活拠点等への誘導 等
- 農林業的土地利用
 - ・農業の担い手への農地の集積・集約、荒廃農地の発生抑制
 - ・国土保全等に重要な役割を果たす森林の整備・保全
- 健全な水循環の維持又は回復 等

自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する国土利用

- 自然環境の保全・再生・活用
 - ・優れた自然条件を有している地域等を核とした生態系ネットワークの形成
 - ・自然環境の有する多様な機能を活用したグリーンインフラ等の取組の推進による地域の魅力等の向上
- 地域の個性ある景観の保全・再生・創出 等

安全・安心を実現する国土利用

- 安全を優先的に考慮する国土利用
 - ・地域の実情等を踏まえ災害リスクの高い地域の土地利用を段階的に制限
- 国土の安全性の総合的な向上
 - ・経済社会上重要な諸機能の適正な配置やバックアップの推進。交通・エネルギー・ライフライン等の多重性・代替性 等

今後、人口減少、高齢化、財政制約等が進行する中で、このような取組を進めるには、

○複合的な施策の推進

- ・自然環境の再生と防災・減災を共に促進させる取組など複合的な効果をもたらす施策を積極的に推進
- ・国土に多面的な機能を発揮させることで、土地の利用価値を高め、人口減少下においても国土の適切な管理を行う

○国土の選択的な利用

- 適切な管理を続けることが困難な中山間地域の荒廃農地などについては、
 - ・管理コストを低減させる工夫とともに、
 - ・森林等新たな生産の場としての活用や過去に損なわれた自然環境を再生するなど新たな用途を見出すことで国土を荒廃させず、むしろ国民にとってプラスに働くような最適な国土利用を選択



↑ 遊水地として治水機能を確保すると共に、水質改善や生態系保全にも寄与(渡良瀬遊水地)

3. 国土の利用区分ごとの規模の目標

	平成24年 (万ha)	平成37年 (万ha)	構 成 比(%)	
			24年	37年
農 地	455	440	12.0	11.6
森 林	2,506	2,510	66.3	66.4
原 野 等	34	34	0.9	0.9
水面・河川・水路	134	135	3.5	3.6
道 路	137	142	3.6	3.8
宅 地	190	190	5.0	5.0
住 宅 地	116	116	3.1	3.1
工業用地	15	15	0.4	0.4
その他の宅地	59	59	1.6	1.6
そ の 他	324	329	8.6	8.7
合 計	3,780	3,780	100.0	100.0
(参考)				
人口集中地区 (市 街 地)	127	121	—	—

4. 必要な措置の概要

- 土地利用基本計画を活用し、市町村の意向を十分踏まえた都道府県の土地利用の総合調整の積極的推進
- 所有者の所在の把握が難しい土地の増加の防止や円滑な利活用に向けた現場の対応を支援するための方策の検討
- 都市の低・未利用地や空き家等の有効活用を通じて、自然的土地利用等からの転換を抑制
- 災害リスクの高い地域の把握・公表や法に基づいた規制区域の指定の促進
- 地籍調査の計画的な実施。特に、南海トラフ地震等の想定地域や山村部での重点的実施
- 各種指標等を活用し、計画推進上の課題を把握。計画が目的を達するよう効果的な施策を講じる